

吹田市スポーツ推進計画（スポーツ施設整備方針）策定会議設置要領

（目的）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第1項の規定により、本市のスポーツ推進の方向性を明らかにした吹田市スポーツ推進計画（スポーツ施設整備方針）を策定するにあたり、必要な意見、又は助言を聴取することを目的とし、吹田市スポーツ推進計画（スポーツ施設整備方針）策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

（意見等を聴取する事項）

第2条 策定会議において意見等を聴取する事項は、次のとおりとする。

- （1）スポーツ推進計画の策定に関すること
- （2）スポーツ施設整備方針の策定に関すること
- （3）その他、スポーツ振興に関すること

（構成）

第3条 策定会議は、委員12名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから吹田市長が選任する。

- （1）学識経験を有する者 3名以内
- （2）市内スポーツ関係団体が推薦する者 3名以内
- （3）障がい者スポーツ関係団体が推薦する者 1名以内
- （4）市内公共スポーツ施設の指定管理者 2名以内
- （5）市内でプロスポーツチームの運営に携わる団体 1名以内
- （6）市内に在住し、20歳以上の者のうちから公募により選定する者 2名以内

3 委員の選任期間は2年とする。ただし、委員が欠けた場合に選任する委員の選任期間は、前の委員の選任期間の残期間とする。

4 委員は、再度選任することができる。

（委員長および副委員長）

第4条 策定会議に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長が指名する。

（会議）

第5条 策定会議は、市長が招集する。

2 委員長は、策定会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員以外の者からの意見の聴取等)

第6条 市長は、必要に応じ委員以外の者に、策定会議への出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定会議の庶務は、都市魅力部文化スポーツ推進室において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、策定会議の構成及び運営について必要な事項は、都市魅力部長が定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。